

定期監査結果報告書

- 1 監査実施期間 令和5年10月3日から令和5年10月5日まで
- 2 監査対象年度 令和5年度
- 3 監査の実施日及び対象機関名

実施日	対象機関名
令和5年10月3日(火)	黒石市立六郷小学校、黒石市立黒石東小学校
令和5年10月4日(水)	黒石市立黒石小学校、黒石市立中郷中学校
令和5年10月5日(木)	黒石市立東英小学校、黒石市立黒石中学校

4 監査の着眼点及び実施内容

本監査は、令和5年度の財務に関する事務の執行について、黒石市監査基準（令和2年黒石市監査委員訓令第1号）に基づき実施したものである。

監査に当たっては、旅行命令簿、時間外（休日）勤務等命令簿、備品保管簿等の関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求め、担当職員から説明を聴取するなど、法令等に適合し、正確で経済性、効率性及び有効性が確保され、適正に執行されているかを重点として実施した。

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 支出事務は、適正に行われているか。
- (2) 旅行命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (3) 時間外（休日）勤務等命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (4) 郵便切手等は、適正に管理されているか。
- (5) 備品は、適正に管理されているか。
- (6) 契約事務は、適正に執行されているか。

5 監査の結果

令和5年度の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認めた。監査結果の詳細は、次のとおりである。

なお、各事務処理に関して注意を促した軽微な事項については、省略する。

(1) 支出事務について

支出事務は、旅費の支給金額に誤りがあったが、その他については、おおむね適正に行われていると認めた。

(2) 旅行命令について

旅行命令は、合理的に行われ、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に基づき、適正に執行されていると認めた。

(3) 時間外（休日）勤務等命令について

時間外（休日）勤務等命令は、必要に応じて合理的に行われており、黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、適正に執行されていると認めた。

(4) 郵便切手等について

郵便切手等の不正使用はなく、黒石市会計規則に基づき、郵便切手受払簿によりおおむね適正に記帳し、管理されていると認めた。

(5) 備品について

備品は、備品保管簿への登録漏れがあったが、その他の事務処理及び管理状況については、黒石市会計規則に基づき、適正であると認めた。

(6) 契約事務について

契約事務は、黒石市契約規則等に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。